

2023 年度 C T C 未来財団奨学金応募書類の手引き

1. 「奨学生願書」について
【全般】
所定の様式を使用し、必要事項を記入してください（署名欄を除き PC 入力可）。 ※様式は本財団のホームページからダウンロードいただけます。 ※鉛筆、消せるボールペン等は使用しないでください。
【E-mail アドレス】
大学から付与された E-mail アドレスを記入してください。 ※E-mail アドレスがない場合には新規に取得してください。 ※迷惑メール等のフィルタリング設定は解除または @mirai-zaidan.or.jp アドレスからのメールを受信できるように設定してください。
【連絡先（帰省先）】
生計維持者の住所連絡先を記入してください。出願者の現住所と同じ場合は、同上と記入してください。
【学歴・職歴等】
中学校卒業から現在までの学歴を記入してください。 また、職歴（アルバイトを含む）がある場合は併せて記入してください。
【世帯状況】
同一世帯で生計を一にしている方全てを記入してください（父母、祖父母、兄弟姉妹等）。 生計維持者については、必ず収入欄を記入してください。 生計維持者の考え方は、本「応募書類の手引き」 資料1 を確認してください。 ※応募者本人についても記入してください
【他の奨学金の併願・受給状況】
他の奨学金を併願・受給している場合には、「有」を○で囲み、その奨学金の名称・金額及び給付型・貸与型の別を記入してください。無い場合には「無」を○で囲んでください。併願している奨学金については、給付決定時期もあわせて記入してください。
【出願理由】
1:家庭事情、2:自己PR、3:ITを学ぶことで将来何を実現したいかについて、選考にあたり特に知って欲しいことを自由に記入してください（記入欄が足りない場合は別途添付してください）。また、次の（1）～（5）にあてはまる事実がある場合は、その旨の記述を含めるようにしてください。 （1）特定科目の成績が著しく優秀である （2）皆勤賞等の特別な成果を収めている （3）部活動等で著しい成果を収めている （4）学外での活動等で著しい成果を収めている （5）天災や事故により世帯状況に甚だしい打撃を受けている

2. 「住民票」について

同一世帯全員の記載のあるもので、マイナンバーの記載のないものを取得してください。

※市区町村役場発行後 3 か月以内のものを添付してください。

※申請者及び生計維持者を含む世帯全員が記載されたものを添付してください。

※日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を添付してください。（発行後 3 か月以内のもの）

※本籍の記載は不要です。

3. 「収入を証明する書類」について

生計維持者全員の収入を証明する書類（「課税証明書」・「非課税証明書」・「確定申告書控えの写し」等、公的機関発行の収入を証明できる書類のうち、いずれか一点）を提出してください。「収入を証明する書類」の詳細は、本「応募書類の手引き」[資料 2](#)を確認してください。

4. 「個人情報取り扱いに関する同意書」について

本財団の「個人情報取扱規程」を確認した上で、所定の様式に応募者本人が署名捺印してください。

5. 「成績証明書」について

大学入学時または編入時の前年まで在籍していた高等学校等の在学期間の全履修科目の成績証明書を提出してください。

※成績の記載のある調査書も可。

6. 「在学証明書」について

大学が発行する在学証明書を取得してください。

資料 1

父母共にいる場合	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母と同居・別居（一人暮らし） ・ 父母どちらかまたは両方が海外赴任・単身赴任 	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※同居祖父母、兄弟の収入は含みません。
父母が離婚調停中	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者が未成年の場合 ・ 出願者が成年の場合 	父母（2名）※親権者は生計維持者となります。 出願者の生活を支援する父または母（1名）
父母が離婚	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父または母（いずれか一方）と同居している ・ 出願者が未成年で親権のない父または母と同居 ・ 父母が離婚後、再婚している 	同居する父または母（1名） 父母（2名）※親権者は生計維持者となります。 父または母と再婚相手（2名） ※事実婚も含みます。
父母どちらかまたは両方と死別、または意識不明	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父または母と死別（再婚していない） ・ 出願者が未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父または祖母と生活している ・ 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている ・ 父または母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない 	父または母（1名） 祖父または祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名 主に支援をしている親族（1名） ※支援者が複数人であっても、主に生計を維持している1名 意思疎通できる父または母（1名） ※意思疎通が出来ない場合は生計維持者に含みません。
出願者が生計維持者となる場合 (独立生計者)	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（または里親に養育されていた） ・ 出願者が結婚しており、出願者が配偶者を扶養している 	出願者（1名）

資料 2

<p>令和 4 年度の所得証明書 (「課税証明書」・「非課税証明書」・ 「確定申告書控えの写し」等)</p>	<p>*発行場所：市区町村役場（税務署ではありません）</p> <p>*使用目的：給与収入、事業所得、不動産所得等の所得の種類と総額を特定するために使用します。</p> <p>*記載内容：令和 4 年度所得証明書（令和 3 年（2021 年）分の収入・所得が記載されたもの）を添付してください。給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていることが必要です。 (収入・所得金額の欄が“****”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可とします。)</p> <p>また、無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、収入額が“0”と記載された「最新の非課税証明書」(市区町村役場が発行)を添付してください。</p> <p>*令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の所得</p> <p>*所得金額</p> <p>(例 1) 給与収入金額：1,800,000 円（こちらを記載） 給与所得：1,080,000 円</p> <p>(例 2) 事業所得：1,280,000 円 (給与収入以外はこちらを記載)</p> <p>(例 3) 確定申告書 B「収入金額等の欄の給与金額」 給与収入：「給与収入の源泉徴収票の支払金額に該当）を記載 給与収入以外：「所得金額等の欄の給与以外の金額合計」を記載</p> <p>*遺族年金、障害年金は給与以外の収入に含めません。</p> <p>*その他</p> <ul style="list-style-type: none">・父母がいない場合、申請書に記載した未成年後見人の所得証明を提出してください。・「課税証明書」の名称は、市区町村で異なる場合、(例：市民税・県民税証明書)がありますが、所得の種類と金額が記載されている公的証明書であれば、差支えありません。
--	--